

令和7年10月1日から開始！ ベビーシッター利用料を補助します。



大田区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）

事業内容

仕事などの日常生活上の突発的な事情のほか、リフレッシュ目的での利用など様々な用途で一時的に保育が必要となった際に利用するベビーシッターの利用料を区が補助します。

補助対象者

未就学児（0歳から満6歳に達する年度の末日まで）の保護者
※障がい児の場合は、満12歳に達する年度の末日までの児童の保護者

利用上限時間

児童1人あたり **144** 時間 / 年間
（多胎児、障がい児、ひとり親家庭の方は、児童1人あたり上限288時間 / 年間）

補助上限金額

上限 **2,500** 円 / 時間（午前7時～午後10時利用の場合）
上限 **3,500** 円 / 時間（午後10時～翌午前7時利用の場合）

大田区 子育て支援課 子育て支援担当（こども家庭支援）

TEL：03-5744-1778（午前8時30分～午後5時00分、土日祝を除く）

◆9月下旬に専用コールセンターを開設予定です。

◆事業の詳細については、9月中旬にホームページ等でお知らせします。



▲大田区ホームページはこちら